

「倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)」や  
「雇い止めなどによる離職」(特定理由離職者)をされた方へ



**国民健康保険税が軽減される制度があります。**(平成22年4月から対象です。)

### ○対象者

離職の翌日から翌年度末までの期間において、

(1) 雇用保険の特定受給資格者(例:倒産・解雇などによる離職)

(2) 雇用保険の特定理由離職者(例:雇い止めなどによる離職)

として失業給付を受ける方のうち、雇用保険受給資格者証の離職理由欄のコードが「11、12、21、22、23、31、32、33、34」の方が対象です。

### ○軽減額

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。

軽減は、対象者の方の給与所得をその30/100とみなして行います。

### ○軽減期間

離職の翌日から翌年度末までの期間です。(平成22年度～平成24年度)

※ 雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※ 国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。なお、国民健康保険に再加入された場合は、税務課にお尋ねください。

### ○手続き

雇用保険受給資格者証と印鑑を持参して、税務課へ届出てください。

### ★制度が始まる前の失業は対象外ですか？

制度が始まる前1年以内(平成21年3月31日以降)に離職された方は、平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます。

※ ただし、平成21年度の保険税は対象となりません。ご了承ください。

**お問い合わせは、玉東町役場 税務課(TEL 85-3184 直通)まで**